

農業農村整備工事における総合評価落札方式の評価項目
及び評価基準に関する運用方針（令和8年度版）

1 評価項目の追加について

(1) 「配置予定技術者の能力」に関する評価項目

ア 平成13年の土地改良法の改正において、土地改良事業の実施の原則として「環境との調和への配慮」が加えられた。農業農村整備事業で発注する総合評価落札方式による工事において、自然生態系に配慮した工事の実施が必要とされる場合には、農林水産部発注工事の「総合評価落札方式【簡易型・標準型】に関する運用ガイドライン」の「配置予定技術者の能力」の評価項目に「主任（監理）技術者のビオトープ管理士資格保有の有無」を追加する。

イ 令和7年の土地改良法の改正において、目的規定に農業生産の基盤の「整備」に加え、「保全」を図る旨が明確化されたことから、農業用排水施設の機能の維持増進のため、農業水利施設の補修工事の技術を有する「農業水利施設補修工事品質管理士」及び機能診断技術を有する「農業水利施設機能総合診断士」を農林水産部発注工事の「総合評価落札方式【簡易型・標準型】に関する運用ガイドライン」の「配置予定技術者の能力」の評価項目に追加する。

(2) 「地域貢献」に関する評価項目

「地域貢献」の評価項目に青森県農林水産部発注の工事で、独自に環境配慮対策を実施した実績の有無を追加するほか、企業が「多面的機能支払に係る活動組織」及び「農業農村整備事業の実施にあたり設立した活動組織」などの構成員となるか、又はそれらの活動組織と協定を締結し、活動組織から活動実績の証明を受けている場合の評価項目を追加する。

(3) その他

対象工事の内容によって、評価項目を見直しできるものとする。その際は、削除又は追加した事由を整理しておくものとする。

2 追加する評価項目及び評価基準

「標準型」、「簡易型Ⅰ」及び「簡易型Ⅱ」に、次の評価項目及び評価基準を追加する。

(1) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点
主任（監理）技術者のビオトープ管理士資格保有の有無	ビオトープ管理士を取得している	1.0
	上記以外	0.0
主任（監理）技術者の農業水利施設補修工事品質管理士及び農業水利施設機能総合診断士資格保有の有無	農業水利施設補修工事品質管理士、農業水利施設機能総合診断士のいずれか1つ以上を取得している	1.0
	上記以外	0.0

(2) 地域貢献

評価項目	評価基準	配点
令和6年度以降の工事における環境に配慮した取組の有無	青森県農林水産部発注の工事で、独自に環境配慮対策を実施した実績有り	1.0
	上記以外	0.0
令和6年度以降における農村地域の振興に資する活動組織への参加(構成員となる又は協定締結)及び活動実績の有無	県内の3組織以上で、参加かつ活動した実績有り	1.0
	県内の1～2組織で、参加かつ活動した実績有り	0.5
	上記以外	0.0

3 評価基準の内容と評定に必要な資料等

(1) 主任(監理)技術者のビオトープ管理士資格保有の有無

ア 評価基準の内容

地域の自然生態系を保護・保全、復元、創出する必要がある工事で評価項目を追加し、主任(監理)技術者がビオトープ管理士の資格を取得している場合に評価する。

《留意事項》

ビオトープ管理士は、計画と施工の2部門、さらに、難易度によって1級と2級に区分され、全部で4種類に分けられている。

全国の合格者数は、1万5千人を越えているが、青森県では計画・施工部門を通じて1級合格者が少数のため、当面は、区分に関わらず評価の対象とする。

イ 評定に必要な資料等

公益財団法人日本生態系協会が発行するビオトープ管理士の認証書の写しを提出する。

(2) 主任(監理)技術者の農業水利施設補修工事品質管理士及び農業水利施設機能総合診断士資格保有の有無

ア 評価基準の内容

農業水利施設の補修工事等で評価項目を追加し、主任(監理)技術者が農業水利施設補修工事品質管理士、農業水利施設機能総合診断士のいずれか1つ以上の資格を取得している場合に評価する。

《留意事項》

農業水利施設補修工事品質管理士は全国で1,131人、青森県で43人(20者)が登録している。

農業水利施設機能総合診断士は全国で705人、青森県では6人(3者)が登録している。

イ 評定に必要な資料等

一般社団法人農業土木事業協会が発行する農業水利施設補修工事品質管理士及び農業水利施設機能総合診断士の認証書の写しを提出する。

(3) 令和6年度以降の工事における環境に配慮した取組の有無

ア 評価基準の内容

令和6年度以降の青森県農林水産部発注の工事で、設計書の工事内容とは別に独自の環境配慮対策を実施した実績がある場合に評価する。

イ 評価に必要な資料等

実施した環境配慮対策と実施工事が確認できる写真を添付した資料を提出する。

(4) 令和6年度以降における農村地域の振興に資する活動組織への参加及び活動の有無

ア 評価基準の内容

令和6年度以降において、多面的機能支払に係る活動組織、農業農村整備事業の実施にあたり設立した活動組織などの農村地域の振興に資する活動組織を対象として、企業が構成員として属する又は協定を締結し、かつ活動に参加した場合に評価する。

《留意事項》

「農村地域の振興に資する活動組織」とは、地域力（協働力）を活かして、農地・農業用施設（農道、水路等）の保全管理や、農村の自然環境や景観の保全・形成等の共同活動を行う組織である。

各組織の構成員又は協定締結者としての活動を評価するものであるため、活動実績が確認できない場合は、評価対象とはしない。

イ 評価に必要な資料等

下記の(ア)～(ウ)の資料を提出する。

- (ア) 活動組織の構成員名簿の写し又は活動組織との協定書の写し
- (イ) 活動組織代表者の証明書（例として資料1-5を参照）
- (ウ) 活動内容が確認できる状況写真（1活動組織につき1～2枚程度）